

# 「スクールロイヤーについて」

弁護士 兵庫教育大学准教授 私立中高一貫校教員 神内 聡

私は現在、弁護士・研究者・教師の3つの仕事をしています。2020年までは弁護士資格を持つ教師として学校で勤務し、クラス担任をはじめ様々な校務に従事していました。2020年より教職大学院で研究者の仕事をはじめたことで、現在は弁護士を本業として、教師は非常勤で私立中高一貫校に勤務しています。教師としての担当教科は社会科で、主に高校の世界史や現代社会を担当しており、部活動はボランティア部の顧問をしています。

私は弁護士としては「スクールロイヤー」と呼ばれる、学校の法律問題を主に扱う弁護士として活動しています。今回はスクールロイヤーについて紹介するとともに、私が学校現場で見た日本の教育の実情について考えたいと思います。

## スクールロイヤーとは何か

読者の皆様はスクールロイヤーと呼ばれる弁護士をご存じでしょうか？10年前はほとんど聞かれませんでした。最近はいじめや保護者対応などの話題の際によく紹介されるようになった弁護士の仕事です。私はそんなスクールロイヤーと呼ばれる弁護士をしています。

一般的にはスクールロイヤーは学校と関係のある弁護士のことをイメージしますが、実はその定義や理解をめぐっては様々な考え方があります。弁護士の業界

団体である日本弁護士連合会（日弁連）は、「子どもの最善の利益の観点から、学校の相談相手として継続的に助言する弁護士」をスクールロイヤーと定義しています。一方、文部科学省はいじめの防止等のために学校に関わる弁護士をスクールロイヤーと称してきましたが、最近ではスクールロイヤーという言葉を使わずに、「教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き」を出して、学校が弁護士を利用する体制について示しています。

私は研究者をしていますので、学術的な視点から学校に関わる外部人材の一職種としてスクールロイヤーを研究していますが、その研究では「学校設置者の顧問弁護士とは別に継続的な関係を有する弁護士」をスクールロイヤーと定義しています。この定義では、実に様々なタイプのスクールロイヤーが含まれることになります。

最も多いタイプのスクールロイヤーは、教育委員会と顧問契約を結び、継続的に相談を受ける弁護士（顧問型）です。通常、地方自治体には顧問弁護士が存在していますが、それとは別に教育委員会が学校で生じる法律問題について専属的に相談するための弁護士を導入するのです。2021年現在、こうしたタイプのスクールロイヤーを導入している教育委員会は80近くもあります（もっとも、その多くは2019年以降に導入したものであり、それ以前に導入していた教育委員会はそ

れほど多くありません)。

また、最近増えているタイプのスクールロイヤーは、教育委員会の職員として勤務する弁護士(職員型)です。このタイプには常勤・非常勤の2つがあります。顧問型のスクールロイヤーは弁護士という立場しか持っておらず、教師・子ども・保護者と直接関わればかえって当事者の対立を深めることもあるため、学校に現れることはほとんどありませんが、職員型のスクールロイヤーは弁護士だけでなく教育委員会職員という立場で学校と関わることができる点にメリットがあります。こうした職員型のスクールロイヤーを導入している教育委員会は全国で10以上あります。

さらに、現在は多様なスクールロイヤーのタイプが実践されています。例えば、スクールソーシャルワーカーや部活動指導員を兼ねるスクールロイヤーです。私のように、教師を兼ねるスクールロイヤーもそうした多様なスクールロイヤーの1つのタイプです。

## スクールロイヤーといじめ対応

現在の学校は様々な法律問題に直面しており、スクールロイヤーの業務は多岐にわたります。体罰、非行、生徒指導、不登校、児童虐待、教員の労働問題など、スクールロイヤーには多様な案件への対応が求められていますが、文部科学省が特にスクールロイヤーに求めている業務は、大きく分けて「いじめ対応」「保護者対応」の2つがあります。

2013年に制定されたいじめ防止対策推進法は、それまでの学校のいじめ対応

を大きく変化させました。同法のポイントは2つあります。1つは「いじめ」が法律上定義された点、もう1つはいじめは教育的だけでなく、法的にも対応しなければならない義務を学校や教員に課した点です。このことから、いじめが法的問題として扱われることになり、学校のいじめ対応に関する弁護士のニーズが高まりました。スクールロイヤーがいじめ対応で導入される背景には、こうした事情があります。

教員は必ずしも法律を的確に理解しているわけではなく、いじめの被害者に対する適切な支援や加害者に対する適切な指導を講ずることができていないケースがしばしば見られます。また、自治体の顧問弁護士は学校現場からはかなり遠い存在であり、速やかに効果的な助言をしてくれるとは限りません。そのため、スクールロイヤーがいじめの初期対応の段階から学校に適切に助言することで、被害者が十分な支援を受けることができたり、いじめの当事者間の関係を適切に修復することができます。また、スクールロイヤーが初期対応から関われば、教員にとってもいじめ対応での負担を軽減することができます。

さらに、スクールロイヤーはいじめを予防するための取組みにも関わります。例えば、スクールロイヤーの多くは、子どもたちに対して「いじめ予防授業」を行っています。このいじめ予防授業の内容は、実際に裁判になったいじめの事件を取り扱って子どもたちがいじめが重大な人権侵害であることを認識させる内容のものや、子どもたち自身が当事者意識

を持っていじめを予防するためにできることをいじめの原因から考えていくアクティブラーニングの要素を取り入れたものまで、多様な授業が展開されています。また、スクールロイヤーは教職員に対するいじめ研修の講師を担当することも多く、法的に適切ないじめ対応について教職員に理解を深めてもらう役割も担っています。

しかし、実際にはスクールロイヤーがいじめ対応で必ずしも効果を上げているわけではありません。なぜなら、いじめ防止対策推進法という法律自体に大きな問題点があるからです。例えば、この法律は「いじめ」を被害者が心身の苦痛を感じている行為であれば、加害者の意思や一般人の感覚は全く関係なく広く法律上の「いじめ」と扱っています。そして、法律上の「いじめ」であれば、教員は被害者を支援し、加害者を指導しなければなりません（これは法的義務なので、しなければ違法になります）。

ところが、そうすると「AがBに告白して断られたら、深く傷ついて学校に来れなくなった」というケースで、告白を断ったBを加害者として指導しなければならず、「部活動の部長Cが真面目に練習しないDを注意したら、深く傷ついて部活動に参加できなくなった」といったケースで、Cを加害者として指導しなければなりません。また、「EがFに悪口を言ったところ、FがEに悪口を言い返したら、Eは深く傷ついて学校に来れなくなった」というケースでは、先に悪口を言ったはずのEが被害者であり、言い返したFが加害者になってしまいます。

このように、いじめ防止対策推進法を杓子定規に解釈して運用すれば、子どもたちの人間関係がかえって不健全になってしまうし、教師は常識に反する指導をしなければならなくなります。よく「いじめはいじめた方が100%悪い。いじめられた方は悪くない。」と言われますが、いじめ防止対策推進法の下ではそのような理解は必ずしも妥当とは言えないのです。

スクールロイヤーは弁護士ですので、当然法律にのっとった対応を学校に働きかけることになります。しかし、それはあくまでも法律が教育現場の実情にちゃんと合致した内容である場合であって、そうでない場合はスクールロイヤーの法律に基づく助言が、かえって子どもたちや教師を苦しめることにもなってしまうのです。

## スクールロイヤーと保護者対応

スクールロイヤーで最も相談が多い案件は「保護者対応」です。ただし、保護者対応は背景事情に様々なトラブルが存在していることが多いので、結果的に保護者対応として相談を受けるパターンが一番多いです。例えば、いじめ、学校事故、不登校、生徒指導などのトラブルがこじれて、保護者の強い苦情になっていく、というパターンが多いです。

保護者対応がなぜ難しいかというと、マニュアルどおりにいかないからです。保護者対応それ自体をルール化した法律はありません。実は、多くの教育委員会では保護者対応のマニュアルを作っているのですが、それにもかかわらず学校現

場では保護者対応に悩んでいる先生方がたくさん存在します。

元々、学校に弁護士を関与させる動きは保護者の理不尽なクレームに対処するためでした（このことは、2015年に発表された中央教育審議会「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」でも示されています。また、教育現場ではそれ以前から「モンスター・ペアレント」という保護者の存在が話題になっていました。

実際には、理不尽で過剰なクレームを繰り返す保護者は数としては多くありません。しかし、そのような保護者が確実に存在し、教員の負担やストレスを増加させていることも事実です。こうした背景には様々な要因が存在することが議論されていますが、現代ではインターネットの情報などが流通する中で、専門職の権威が低下しているという現象が大きいのではないかと考えられます。理不尽で過剰なクレームに悩んでいるのは教師だけではなく、医師や弁護士といった他の専門職でも同様に増えているからです。

スクールロイヤーをしている私の下には、毎日のように保護者対応に悩む学校からの相談があります。「文書での回答を求める」「面会を録音する」「内容証明郵便で連絡する」「弁護士を同行させて来校する」など、様々な保護者がいますので、教師と保護者の関係が従来のような「信頼関係」だけでなく「法律関係」として意識しなければならない現実があることは疑いようがありません。また、保護者対応の背景には、家庭の貧困などの福祉の問題が存在していることも多い

ため、教育機関である学校で対応するのが適切ではないケースも多いです。

しかし、スクールロイヤーとして大切な視点は、「子どもと保護者の利益は区別しなければならない」ということです。例えば、いくら保護者の要求自体が妥当だとしても、校長室に押しかけて土下座を強要したり、毎日長時間にわたり電話をかけることは犯罪です。また、給食費などが払えるにもかかわらず払わない保護者は違法であり、真面目に費用を支払っている保護者との関係では絶対に放置してはいけません。こうした保護者に対しては、もはや学校ではなく警察や裁判で対応しなければなりません。それでも、子どもは好きでこのような保護者の子どもとして生まれてきたわけではありません。子どもは親を選べないのです。保護者対応の難しさは、背景に保護者を選べない子どもが存在するからです。そのため、スクールロイヤーが保護者対応で学校に法的な助言をするとしても、子どもと保護者の利益を区別した視点でなければなりません。

また、いじめ対応と同じく、保護者対応でもスクールロイヤーは効果を上げているわけではありません。それどころか、保護者対応におけるスクールロイヤーの立場は大きな問題をはらんでいます。なぜなら、納税者である保護者からすれば、自らが納めた税金で学校は弁護士に相談できるのに、保護者のほうが公費で弁護士に相談できる制度は整備されていないからです。そのため、スクールロイヤーが保護者対応で活用されることには根本的な議論が必要なのです。

## スクールロイヤーの今後について

以上のように、今回はいじめ対応と保護者対応についてスクールロイヤーの現状を紹介しましたが、私自身はスクールロイヤーの今後については、正直なところ大きな懸念を抱いています。

現実のスクールロイヤーは必ずしも教育に詳しいわけではありません。実は、スクールロイヤーになるには、弁護士資格以外の条件は必要ありません。教師としての現場経験はもちろん、教員免許も教育学の学位も必要ありません。また、教育に詳しい弁護士の数自体が圧倒的に少ないため、子どもや教育に興味さえ持っている弁護士であれば、教育現場の現実を理解していなくともスクールロイヤーになれてしまいます。このことは、子どもや教師にとってはリスクを伴います。なぜなら、教育は誰しもが経験しているため、素人的な意見は誰もが言いやすいからです。スクールロイヤーが個人的な教育経験に頼って学校に助言したら、法的にも教育的にも不適切な助言になりかねません。

そのため、私はスクールロイヤーの専門性について、学術的にも実務的にももっと議論する必要があると考えています。私は弁護士であると同時に教師として子どもたちや現場で働く先生方と接してきました。そこで見た教育現場の現実には、弁護士だけをやっていただけでは到底理解できないものでした。教師としての経験は、様々な教育問題に関わる際にとっても役立っています。ですので、短期間でもよいのでスクールロイヤーが学校で勤務する研修制度を整備するなど、教育現場

の実情を学ぶ機会をつくる必要がありますと考えています。

## プロフィール

### 神内 聡 (じんない あきら)

弁護士  
兵庫教育大学准教授  
私立中高一貫校教員



1978年生まれ。

東京大学法学部、同大学院教育学研究科修了。専修教員免許を保有し、日本で初めての弁護士資格を持つ社会科教師として中高一貫校で勤務する一方、弁護士として各地の学校のスクールロイヤーを担当している。

現在は教職大学院でも勤務し、学校経営論などを研究。

2018年にはスクールロイヤーのTV番組の考証なども担当した。

著書に『学校弁護士 スクールロイヤーが見た教育現場』(角川新書)、『スクールロイヤー 学校現場の事例で学ぶ教育紛争実務 Q & A170』(日本加除出版)など。

